

令和5年度 県内指定自動車教習所利用時の 普通自動車運転免許取得費用の支援について

令和5年6月 埼玉県福祉部こども安全課

対象児童

- ・ 県内の児童養護施設等の入所児童、里親等の委託児童で高校3年生
- ・ 措置・委託解除までに指定教習所に入学手続きが可能であること。
⇒ 判断が難しい場合は当課にお問い合わせください。
- ・ 就職予定者・進学予定者等の区別はありません。
- ・ 県内の指定教習所協会加盟の教習所を利用すること。(通学・合宿とも対象)

支援内容

- ・ 埼玉県内の指定教習所を利用する場合に、1人あたり5万円まで支援します。
- ・ 県社会福祉協議会が窓口となっている自立援助資金貸付、県の他の補助金等を利用する場合であっても併用可能です。

手続方法

- ① 申請 : 「普通自動車運転免許取得費用支援申請書」を県こども安全課に郵送
- ② 教習所決定 : 県指定自動車教習所協会が申請者の希望を考慮して、教習所を決定
- ③ 承認通知 : 「普通自動車運転免許取得費用支援承認通知書」を当課から施設等に送付
- ④ 入学手続 : 「承認通知書」の写しを入学手続の時に教習所に持参
- ⑤ 各教習所にて教習費を割引

留意事項

- ・ 免許の取得時期について、各児童の高等学校と調整し、早めの時期に手続きを進めていただきますよう、御協力をお願いします。

利用手続の流れ

